



社援保発第0330001号
平成18年3月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長



生活保護行政を適正に運営するための手引について

生活保護行政の運営については、従前より保護の実施要領及び別冊問答集等により、その取扱いを示してきたところであるが、今般、生活保護行政の適正な運営という観点から、地方自治体における取組事例も参考としつつ、関連事項を整理した手引を作成したところであるので、貴管内実施機関に対し周知するとともに、関係機関との連携の強化を図りつつ、本手引を活用し、保護の適正な運営に積極的に取り組まれない。

目 次

I	申請相談から保護の決定に至るまでの対応	
1	申請相談から保護の決定までの対応の概略	1
2	届出義務の遵守	2
3	収入申告等の徴取	2
4	関係先調査の実施	3
5	暴力団員に対する生活保護の適用についての考え方	7
6	年金担保貸付を利用している者への対応	10
7	自主的内部点検の実施	12
II	指導指示から保護の廃止に至るまでの対応	
1	法第27条による指導指示	13
2	保護の変更、停止又は廃止	14
3	稼働能力のある者に対する指導指示	14
4	履行期限を定めた指導指示	15
III	保護受給中に収入未申告等があった場合の対応	
1	基本的な考え方	17
2	就労収入等の収入未申告等が疑われる場合の対応	17
3	ケース診断会議等の開催	18
IV	費用返還（徴収）及び告訴等の対応	
1	法第63条の適用の判断	21
2	法第78条の適用の判断	21
3	費用徴収方法	22
4	告訴等の手順	24
5	捜査機関から捜査への協力を求められた場合の対応	27

生活保護行政を適正に運営するための手引

I 申請相談から保護の決定に至るまでの対応

実施機関の来訪者に対する面接相談や保護の申請時においては、懇切丁寧に法の趣旨や制度概要を説明するとともに、他法他施策について専門的な立場からの助言を行う等適切な援助を行うことが必要である。また、保護の要否を判定するにあたって十分な調査を行うとともに、処遇困難ケースについては組織的な対応をとることが重要である。

1 申請相談から保護の決定までの対応の概略

- (1) 保護の相談の段階から「保護のしおり」等を用いて制度の仕組みを十分に説明するとともに、他法他施策や地域の社会資源の活用等についての助言を適切に実施することが必要である。要保護者に対してはきめ細かな面接相談、申請の意思のある方への申請手続への援助指導を行うこととともに、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきものであることに留意する。
- (2) 申請時においては、被保護者の権利と義務等を説明する。また、保護の受給要件（生活保護法（以下「法」という。）第4条）を満たしているかどうかを判断するため、要保護者から必要な書類を的確に提出させるとともに、資産、収入等が不明な時には、保護の決定又は実施のために必要がある場合に要保護者の資産及び収入の状況について保護の実施機関又は福祉事務所長（以下単に「保護の実施機関」という。）が官公署に対し調査を囑託し、又は関係人に対し報告を求めることができる旨規定した法第29条に基づく調査（以下「法第29条に基づく関係先調査」という。）を、能力活用の確認が必要と認められる要保護者には、法第28条に基づく検診命令を実施し、要件の確認の審査を徹底する。さらに、必ず実地調査を行うとともに、申請以前の生活状況や保護の申請に至った理由を的確に把握する。
- (3) 保護の要否判定、保護の決定にあたっては、要保護者への調査指導を徹底し、未処理のないよう留意するとともに、ケース診断会議を適宜活用し、処遇方針等を明確にする。特に、処遇困難ケースについては、その後のケース処遇に重大な影響を及ぼすことになるので、自立阻害要因を的確に把握し、ケース診断会議における検討を行う等により組織として当該被保護者の状況に応じた処遇方針を樹立するよう徹底する。

また、資産、能力及び他法他施策の活用や、扶養義務者の扶養が十分でないケースに対しては、適切な助言指導を行う。資産、能力等の活用に関する助言指導に従わないときは、真に急迫した状況（生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合をいう。以下「急迫状況」という。）にある場合を除き、保護の要件を欠くものとして申請を却下することも検討する。

保護の要否判定の結果、資産、能力等を活用してもなお、最低生活費の需要が満たされない場合、保護を開始することとなる。

2 届出義務の遵守

すべての資産、収入、生計の状況、世帯の構成等について正確に申告するとともに、申告している内容に変動があった場合には、速やかに届け出る義務があることを周知しておくことが重要である。

このためには、届出が必要な資産及び収入の種類を具体的に列挙した届出義務についての「福祉事務所長名の通知」や「保護のしおり」等を、保護開始時及び継続ケースについては、少なくとも年1回以上、世帯主及び世帯員等に配布する等の方法により、届出義務の内容を十分説明しておく必要がある。

3 収入申告等の徴取

(1) 収入申告は、原則として文書により行わせる必要がある。収入申告書には収入の種類、金額等を正確に記載させるとともに、その内容を挙証する給与明細書等の添付が必要である。また、収入申告書様式の中に挙証資料の添付、虚偽申告の禁止及び指定期日までの提出義務等を注記しておき、被保護者にあらかじめ周知しておくことにも留意する。

(2) 収入申告書の提出回数は、実施機関において就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず毎月（常用雇用されている等毎月ごとの収入の増減が少ない場合は3か月ごとで差し支えない）、実施機関において就労困難と判断される者には、最低12か月に1回は申告させる必要がある。なお、高齢者世帯や単身入院世帯等でも、年金の繰上げ受給、仕送り収入、資産売却収入等がある場合が考えられるので、最低12か月に1回は徴取する必要がある。

稼働年齢層の者がいる場合等で、再三の指示にもかかわらず収入申告書の提出等に応じないため、保護の要否判定あるいは保護の程度の決定ができない場合には、ケース診断会議で処遇方針を決定し、それに基づき申告するよう改めて口頭で指示し、一定期間経過しても、申告しない場合には、法第27条により文書指示し、それでもなお従わない場合には、所要の手続を経て保護の変更、停廃止を検討することとなる。

(3) 徴取した収入申告書の内容については、訪問調査（居宅・関係先等）、課税調査との突合、本人の能力、健康状態、就労状況、世帯事情、地域の慣行、地場賃金の水準を参考に検討し、その内容に不審のある場合又は申告額が同種の通常の収入額と考えられる額より、相当程度低いと判断される場合には、事業主等の関係先調査等を実施し、疑義を残したまま処理することのないようにする。

(4) 資産申告書は、保護開始時に資産の保有状況を正確に記載させるとともに、その内容を挙証する関係書類の添付が必要である。特に不動産の保有状況については、不動産評価額の評価替（3年毎）の際に申告させ、扶養義務者の死亡に伴う相続、土地の転売等必要がある場合は、世帯訪問調査、扶養義務調査等により把握する必要がある。

4 関係先調査の実施

(1) 収入状況等の把握及び同意書の徴取

収入状況については、勤労収入、年金、仕送り、保険金、相続等による資産の取得等収入ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実と相違ない旨を附記し署名した書面、当該記入内容を証明するに足る資料の提出を求めることが必要である。

また、訪問調査や提出資料によっても収入状況等に不明な点が残る場合には、必要に応じ関係先調査を行うとともに関係官署とも連携を図り事実を把握することが必要であることから、申請の際に、保護の実施機関が行う収入状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面（同意書）を申請者から提出させるようにする。

なお、同意書が提出されないため、関係先調査ができない場合には、

- ① 保護受給中の者については、法第27条による文書指示を行い、これに従わない場合には指導指示違反として法第62条の規定に基づく保護の停止等の措置を行うこと
- ② 保護申請中の者については、同意書を提出しなければ適切な保護の決定が困難となることや、生活保護法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、それでもなお同意書の提出を拒む場合には、法第28条の規定に基づき保護申請を却下すること

について検討する必要がある。

(2) 関係先調査と個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法との関係について

① 行政機関個人情報保護法との関係

行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）においては、原則として、法令に基づく場合を除き、行政機関が保有する個人情報を、保有目的外の目的のために第三者に提供してはならないこととされている（行政機関個人情報保護法第8条第1項）。

しかし、

ア 本人の同意がある場合（同条第2項第1号）や、

イ 地方公共団体等が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のある場合（同項第3号）

等には、この限りではないとされている。

ここで、アの「本人の同意」は書面によることを要しないと解されており、行政機関個人情報保護法上、特定の同意書の形式が要請されているわけではない。

また、イの「相当な理由」とは、少なくとも社会通念上、客観的に見て合理的な理由があることが求められるものであり、その有無については、保有個人情報の内容や利用目的等を勘案して、行政機関の長が個別に判断することとなる。

地方自治体の行政機関個人情報保護条例についても、基本的には同じ考え方を取っているものと考えられる。

② 個人情報保護法との関係

一方、民間の個人情報事業者を対象とする個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）においては、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に個人データを提供してはならないこととされている（個人情報保護法第23条第1項。なお、この場合においても、「本人の同意」を得る方法は問わないこととされている。）。

しかし、本人の同意がなくとも、

ア 法令に基づく場合（同項第1号）や、

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（同項第2号）、

ウ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同項第4号）

等の場合は、例外として第三者への提供が可能である。

③ 両法における「法令に基づく場合」と生活保護法の関係規定

ア 法第50条について

法第50条は、指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない（第1項）、また、被保護者の医療について、都道府県知事の行う指導に従わなければならない（第2項）ことと規定している。さらに、第1項の規定により定められた指定医療機関医療担当規程（以下「医療担当規程」という。）第6条には、指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から生活保護法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならないこととされている。

法第50条第1項及び医療担当規程第6条により、一般に指定医療機関には実施機関からの医療に関する病状調査等に応じる義務があり、さらに、都道府県が医療担当規程第6条の調査に対し適切に報告を行うよう指導することによっても、指定医療機関はこの指導に従う義務を負うことから、このような調査は行政機関個人情報保護法第8条第1項及び個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、指定医療機関は、被保護者の同意がなくとも、個人情報である被保護者の病状等について保護の実施機関に回答することができる。

なお、医療担当規程第6条にいう「生活保護法による保護」は、医療扶助だけではなく、生活保護全般を指すものである。そのため、同条により保護の実施機関が指定医療機関に対して行うことができる病状調査の範囲には、当該指定医療機関に対して医療扶助の委託をした医療に関するものは当然に含まれるが、当該指定医療機関が行った保護開始前の医療や他の公費負担医療制度による医療等、医療扶助の委託をしていない医療に関するものについても、稼働能力の有無や程度の判定、生活保護費の給付の必要性や程度の判定、他法他施策

の利用可能性の有無の判定というような生活保護の決定・実施及び自立助長に必要なものであれば含まれるものである。

ただし、医療扶助以外の公費負担医療や障害年金等、他の社会保障制度の給付の申請等のために必要な意見書、証明書等については、保護の決定等に直接必要なものではなく、同条の対象に含まれないため留意されたい。

イ 法第29条について

保護の実施機関が行う法第29条に基づく関係先調査は、行政機関個人情報保護法第8条にいう「法令に基づく場合」及び個人情報保護法第23条第1号の「法令に基づく場合」に当たるものと解される。

しかし、この場合であっても、相手方は提供を義務づけられるものではなく、実際に提供することの適否は、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断されることが必要であるとされている。また、本人の同意がある場合その他例外に当たる場合であっても、あくまで実際の情報の提供は相手方の任意によるものであることに留意する必要がある。

④ まとめ

以上を整理すれば、

ア 生活保護の適用や被保護者の支援に当たって、必要な被保護者の病状を把握するための被保護者の病状調査について、法第50条第1項及び指定医療機関医療担当規程第6条に基づく調査を行い、または、法第50条第2項に基づく指導を行った場合には、本人の同意なしに回答（個人情報の提供）を得ることが可能である。

イ 資産や収入の状況（例：預貯金、生命保険、年金、労災保険等）については、法第29条に基づく関係先調査を行い、これを根拠として回答（個人情報の提供）を得ることが可能である。

なお、現在、法第29条に基づく関係先調査を行うに当たっては、平成12年3月31日社援第871号厚生省社会・援護局長通知による生活保護法施行細則準則第5条に基づく様式第12号の生活保護法による保護申請書別添3に示した同意書を徴取し、これを添付することとしているが、この同意書については、

a 有効期限はない

b 世帯員個別の署名や押印は必ずしも必要ではない（生活保護は世帯単位で決定しており、世帯主を介して世帯員へ給付を行っていることから、世帯主の同意書をもって世帯員の同意があったものと解される）

と解されるものである。

ウ 資産や収入の状況以外（アに係るものを除く。）の事項（例：求職状況）であっても、本人からの明示的な同意がある場合は、個人情報の提供を受けることは可能である。

また、同意がない場合であっても、

a 行政機関に対する調査の場合：

当該情報が生活保護事務や業務の遂行に当たって必要であり、これを利用

することに相当な理由があるとき（例：保護の決定や保護の変更・停廃止のために不可欠な場合における在留資格の確認や出入国状況）

b 民間の個人情報事業者に対する調査の場合：

- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 等には、情報の提供を受けることは可能である（ただし、必ず提供を受けられることが保障されるものではないことに留意。）。

（3）調査時の留意事項

- ① 調査を円滑かつ効率的に行うためには、前項を踏まえ、調査の実施に当たってそれぞれの対象機関に関する調査の根拠や必要性を確認した上で、
 - 法第29条に基づく調査である場合は、この旨を明確にすること
 - 法第29条に基づく調査であるか否かにかかわらず、同意書の徴取が可能な場合には必ず同意書を添付すること
 - 特に、法第29条に基づかない調査の場合には、調査書等において、当該提供を求める情報について相手先から提供を受けることが、生活保護事務の遂行（補足性の原則等に基づく保護の決定・実施の判断等）に当たって必要であるという合理的な理由等について、具体的に明記・説明すること等が必要である。
- ② 調査書の送付に当たっては、相手先において円滑かつ効率的に必要な回答を行い得るよう、調査項目の記載方法等について配慮することが必要である。例えば、
 - 回答を要する事項について、具体的かつ明確に記載する
 - 調査対象者（世帯主、世帯員）の氏名や生年月日、住所等の表記について誤りのないよう入念に確認する
 - 直前又はそれ以前の世帯の住所を併記する
 - 婚姻や養子縁組等により姓を変更したことが明らかな者については旧姓を併記する等により、相手方の調査がより円滑かつ広範囲に行われるとともに、データ不足等による再調査等の手間が省かれることとなる。

（4）課税調査

課税調査については、年1回実施することとしており、これを契機として不正受給と疑われるケースを発見する場合があります。保護の適正実施において重要な調査となっている。保護の実施機関においては、法第29条に基づく調査として、地方税等の課税状況等の調査を税務担当官署の協力を得て実施することが必要である。

また、保護の実施機関において保護費の不正受給事案を把握した場合には、未申告収入等について適切な税務処理が行われていない可能性もあるので、適宜税務上の取扱いについて税務担当官署へ連絡することについても考慮する。

5 暴力団員に対する生活保護の適用についての考え方

(1) 暴力団員に生活保護を適用することの問題点

反社会的行為により市民生活の安全と平穩を脅かす暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号の「暴力団員」をいう。）に対して生活保護を適用することは、国民の生活保護制度に対する信頼を揺るがすばかりでなく、結果的に公費である保護費が暴力団の資金源となり、暴力団の維持存続に利用されるおそれも生じることとなり、社会正義の上でも極めて大きな問題である。このため、暴力団員に対する生活保護の適用については、厳正な対応を行い、市民の理解と支持が得られるようにする必要がある。

(2) 基本方針

法第2条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」とし、保護を受けるに当たっては、保護を要する状態に至った原因や社会的身分等により優先的・差別的に取り扱われることがないことを規定している（無差別平等の原則）が、いかなる者であっても、保護を受けるためには、法第4条に定める補足性の要件、すなわち資産、収入、稼働能力その他あらゆるものを活用するという要件を満たすことが必要であり、申請者が保護の要件を満たしていない場合に保護の申請を却下することは、無差別平等の原則と矛盾するものではない。

ここで、そもそも暴力団員は集団的に又は常習的に暴力団活動（暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、暴力団員については、保護の要件の判断に当たり、

- ① 本来は正当に就労できる能力を有すると認められることから、稼働能力の活用要件を満たさない
- ② 暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が福祉事務所に對して申告することは期待できないことに加え、このような収入については一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴力団に移転されるものであるため、福祉事務所による生活実態の把握や法第29条等に基づく資産等調査によってこれを発見・把握することは困難であることから、資産・収入の活用要件を満たしていると判断することができないが、これは暴力団員であることに帰因するものである

と認められることから、保護の要件を満たさないものとして、急迫状況にある場合を除き、申請を却下することとする。

また、保護受給中に、被保護者が暴力団員であることが判明した場合にも、同様の考えに基づき保護の廃止を検討する。

(3) 暴力団員及び暴力団員であることが疑われる者への対応

① 組織的対応

保護を申請し、又は申請しようとする者（以下「申請者等」という。）が、申請相談・調査・指導の過程におけるその申立てや態度等から暴力団員であると疑

われる場合（例：「過去には暴力団員であったが、現在は脱退している」と主張するものの、就労状況や生活実態等に照らして離脱の真偽が疑われる場合）には、警察等の関係機関との連携を十分図るとともに、必要に応じ所長、査察指導員等幹部職員が直接対応する等、組織を挙げて取り組む必要があり、福祉事務所においては日頃からこのような組織的体制の確立に努めること。

また、ケースワーカーや面接相談員は、ケース診断会議等を通じて決定された福祉事務所としての指導方針に沿って、これらのケースに対応すること。

なお、査察指導員は、必要に応じ面接に同席することや同行訪問等を行うこと等により、ケースワーカー等を支援するとともに、助言指導を積極的に行い、ケースワーカー等のみにその対応を任せることのないように留意すること。

② 警察に対する情報提供依頼に当たっての留意事項等

ア （１）及び（２）に基づく申請の却下の判断及び暴力団員による不正受給事案等の防止のため、申請者等が暴力団員であることが疑われる場合において、関係者への聞き取りや新聞報道等の他の方法によっては福祉事務所が暴力団員該当性を確認することが困難なときには、その暴力団員該当性について警察から情報提供を受ける必要がある場合がある。

この場合の警察に対する情報提供依頼は、資産及び収入の状況に関する照会の根拠である法第２９条に基づくものではなく、生活保護行政上の必要性に基づいて警察に対し任意の協力を求めるものである。

警察による暴力団情報の提供は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成１２年９月４日付け警察庁丙暴暴一発第１４号、別添）に基づき行われているところ、警察に対し暴力団員該当性について情報を求めるに当たっては、都道府県警察本部又は警察署の暴力団排除担当課（以下「警察の暴力団排除担当課」という。）を窓口とすることとし、依頼に際しては、生活保護行政の適正な運用のために暴力団員該当性についての情報が不可欠であること（申請者等が暴力団員である蓋然性が高いこと、（１）及び（２）に基づき、暴力団員については保護の要件に照らして原則として保護の申請を却下する必要があること、暴力団員による不正受給の未然防止の重要性等）について十分に説明すること。

なお、日頃から管内の保護の動向や暴力団情勢について警察の暴力団排除担当課と情報交換等を行うなど、緊密な連携にも配慮すること。

イ なお、申請相談の時点で、申請者等により、実施機関職員に対する暴力行為や脅迫的言動等がなされ、又はなされる可能性がある場合には、あらかじめ警察の暴力団排除担当課の担当者に連絡を取り、対応方法について助言を求めるほか、事態の態様や必要性に応じて有事の際の迅速な対応が可能なように事前に協力を求めるなど、必要な支援を得られるよう依頼すること。

また、各都道府県の暴力追放運動推進センター等における不当要求防止責任者講習への参加や、同センターにおいて提供されている暴力団関連情報の活用などにより、日頃から暴力団員への対応要領の理解や管内の暴力団の動向の把握に努めることも必要である。

③ 保護の要件の判断と指導指示の徹底

申請者等が暴力団員である場合には、ケース診断会議等を通じて保護の受給要件の適合性についての厳格な審査を行い、指導指示方針を明確にして対応に臨む必要がある。

ア 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、(2)の基本方針に基づき、原則として、既に申請を行っている場合には申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明する。ただし、法第4条第3項の規定に基づき、急迫状態にあると認められる者については、その状態が解消するまでの間は保護を適用することができるものである。

この場合において、申請却下の理由は、「暴力団員であることから稼働能力活用の要件に適合せず、また資産・収入の活用の要件が確認できないこと」等となる。また、これらの要件の判断に際し、申請者等が暴力団員であると福祉事務所が判断した根拠を問われた場合には、警察からの情報提供によるものであることを明らかにすることは可能である。

イ 申請者等が申請時点においては暴力団員であったが、

- a 暴力団からの脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）
- b 誓約書（二度と暴力団活動を行わない、暴力的言動を行わない等）
- c 自立更生計画書

の提出を要請するなどにより、暴力団から離脱させた場合であって、現に生活に困窮していることが他の調査等から明らかであるときには、あらためて厳格な資産調査等を行い、保護の適否を判断する。

なお、これらの書類の真偽について疑いがある場合には、警察の暴力団排除担当課に対して②アに則り再度情報提供を求めるなどにより確認に努めること。

また、暴力団からの離脱を求めるに当たり、申請者等が、所属する暴力団からの脱退妨害や報復等のおそれがある旨を申し立てる場合には、このような行為が暴力団対策法第16条（加入の強要等の禁止）第2項に該当し得ることを踏まえ、警察の暴力団排除担当課や都道府県暴力追放運動推進センター等に相談するよう助言すること。

ウ イの結果、保護を適用することとなる場合であっても、保護受給中に自立更生計画書等に反して暴力団活動を行った場合には直ちに保護を廃止する旨明確に指導指示しておくとともに、保護受給中は病状、稼働状況等生活実態の的確な把握に努め、暴力団活動を行っている疑いが生じた場合には、②アに則り情報提供を求めるなど関係機関と連携を取ってその実態把握を行う。この結果、暴力団活動の事実が認められた場合や、職員の訪問時等に暴力、威嚇行動等を行った場合には、所要の手続を経て、保護の廃止の措置を講ずる。

なお、具体的に職員に対し暴力行為等が行われた場合には、速やかに警察へ通報する等の手続をとり、厳正に対処する必要がある。

また、福祉事務所による生活実態の把握等を通じ、保護適用中に、被保護者

が暴力団員ではないかとの疑いが新たに生じた場合には、②アに則り暴力団員該当性について警察の暴力団排除担当課に情報提供を求め、暴力団員であることが判明した場合には、イに準じて離脱等の指示を行い、これに従わない場合には所要の手続きを経て保護を廃止する。

エ 世帯の構成員に暴力団員がいる場合において、当該暴力団員はアの但し書きの規定に該当しないが、生計を同一とする他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する場合は、局第1-2-(1)により世帯分離による保護適用を検討する。

(4) 暴力団員による不正受給事案への対応

保護費の不正受給事案に関する警察等捜査機関との協力については、後記IV 4及び5に詳述するが、特に暴力団員による不正受給事案については、保護費が暴力団の資金源として用いられることとなり、社会的反響も大きいことから、警察等捜査機関に対する告訴や捜査への協力を行い、厳正な対応を行う。

(5) 警察との連携・協力強化のための協議等

① 警察との協議

(3) ②、③及び(4)に係る対応時を含め、生活保護行政を適正に推進するため、定期的又は必要に応じて、警察の暴力団排除担当課と県本庁保護担当課又は福祉事務所の間で、以下の事項等に関して協議等を行うなど警察との連携強化及び情報交換の円滑化を図ること。

ア 暴力団員の保護状況（申請者又は被保護者が暴力団であった場合の申請却下又は保護廃止の状況を含む。）及び暴力団の動向と対策

イ 暴力団員受給ケースに関する情報交換

ウ 保護担当課・福祉事務所と都道府県警察本部・警察署との連携及び協力の在り方

エ その他必要な事項（不正受給防止対策等）

② 関係機関の実施する暴力団からの離脱支援・社会復帰対策等の活用と協力等

都道府県暴力追放運動推進センターにおいては、暴力団からの離脱支援や社会復帰対策を推進していることから、これらの積極的な活用にも配慮するとともに、これらの取組への協力・参加等を通じ、関係機関との連携を強化するよう努めること。

6 年金担保貸付を利用している者への対応

(1) 生活保護受給中の者の場合の考え方

本来、生活保護受給中の者には、日常的な生活需要だけではなく臨時的需要も満たすに十分な生活保護費が支給される。また、自立更生のために必要な貸付は、福祉事務所の承認を受けた上で生活福祉資金等の貸付を受けることができることから、いずれにしても、生活保護受給中の者が年金担保貸付を受けなければならない理由は想定できない。

生活保護制度は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる

(法第4条)ものであることから、老後の基礎的な生活費として活用すべき年金を担保に貸付を受けて、その借入金を例えばギャンブルや他の借金返済等に充てるために費消するような場合、

① 資産活用(月々の年金受給)を恣意的に忌避しているため、法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないと解され、

② 加えて、法第60条に定める被保護者の生活上の義務(常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図ること)を怠っている

ことになる。

よって、生活保護受給中の者が年金担保貸付を受けることは、生活保護法の趣旨に反するものと整理する。

(2) 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者について

過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給し、その後に保護廃止となった者が、再度年金担保貸付制度を利用し、その借入金を借金返済やギャンブル等に費消した後、本来受給できるはずの年金が受給できなくなった場合は、実質的に保護費を借金返済等に充てることを目的として年金担保貸付を利用していることになる。

今後は、このような者についても(1)の者と同様、最低生活の維持のために利用可能な資産の活用(月々の年金受給)を恣意的に忌避しており、法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないものと解し、原則として生活保護を適用しないものと整理する。

(3) 上記の整理を踏まえ、年金担保貸付の利用者については、次のように対応する。

① 生活保護受給中の者に対する対応策

生活保護受給中の者については、年金担保貸付の借入を制限することとし、保護の実施機関と福祉医療機構との連携によって、以下のような仕組みで、年金担保貸付の審査時に生活保護受給者の該当性の確認を行うこととする。

- ・ 年金担保貸付の借入申込書に、現在生活保護を受給しているか否かの自己申告欄を新たに設けることとし、生活保護を受給しているとの申告があった場合には、貸付申請を受け付けないこととする。
- ・ あらかじめ被保護者に関する情報を保護の実施機関から厚生労働省へ提供していただくこととし、福祉医療機構はこの情報を用いて審査することにより貸付を行わないこととする。

② 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者に対する対応策

過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保護申請を行う場合には、資産活用の要件を満たさないものと解し、それを理由とし、原則として、保護の実施機関は生活保護を適用しないこととする。

保護の実施機関は、年金担保貸付を利用している場合には生活保護が適用されない取扱いとなることを、被保護者に対して事前に周知することとし、さらに、

申請者個々の状況により、必要に応じ、以下の事項を勘案した上で生活保護の適用を判断すること。

- ・ 急迫状況にあるかどうか
- ・ 保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか

なお、本取扱いの実施にあたっては、生活保護受給者等が年金担保貸付を受けることにつき、他にも債務がある等の理由がある場合には、その問題解決に向けた支援（例えば、多重債務者への対応として、法律扶助協会、無料法律相談等の活用による早期債務整理の相談助言や金銭管理能力の修得のための家計簿記帳の指導を行う等の支援）を行うよう努めること。

7 自主的内部点検の実施

生活保護を適正に実施し、事務の正確性を確保するためには、毎年一定の期間を定め、自主的内部点検を実施するとともに、必要に応じ関係先調査を行うなど実施機関が組織を上げて取組を行う必要がある。

II 指導指示から保護の廃止に至るまでの対応

保護受給中において指導指示を行うべき場合については、局第9-2-(1)に仔細に定められているが、個別ケースに即して柔軟に対応し、効果的な指導指示を行う必要がある。

1 法第27条による指導指示

(1) 口頭による指導

ア 生活上の義務、届出義務及び能力活用等に関して、定期的に助言指導を行ってもその履行が十分でなく、法第27条による指導指示が必要である場合には、処遇方針、ケース記録、拳証資料、指導の経過等を踏まえ、組織として対応を協議する。

イ その結果、法第27条による指導指示が必要とされた場合は、具体的に指導指示を行い、それに対する本人の意見、対応状況等をケース記録に詳細に整理、記録する。

ウ 指導指示は、長期的に漫然と行わず、具体的に指導指示の内容、期間等を明示して行う。

エ 法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とする。

(2) 文書による指導

一定期間、口頭による指導指示を行ったにもかかわらず、目的が達成されなかったとき、又は達成されないと認められるときに文書による指導指示を行う。

ア 文書での指導指示や保護の変更、停止又は廃止等が将来的に必要なと判断される場合は、口頭による指導指示の方法に準じ、ケース診断会議等に諮り、組織として、指導指示の理由、内容、時期等を検討しケース処遇の全般を含めた具体的な方針を決定する。

イ 文書による指導指示は、指導指示書により、指導指示を行う理由、内容、対象者等を分かりやすく、具体的に記載する。また必要に応じて、過去の指導状況を勘案しつつ、個別ケースに即して適切な履行期限を定める。

ウ 指導指示書には、法的根拠を明示し、指導指示に従わないとき（履行期限を定めた場合は、その期限までに履行されないとき）は、保護の変更、停止又は保護が廃止されることがある旨を記載する。

エ 指導指示書は、当該被保護者（これによりがたい場合は世帯主）に読み聞かせる等十分に説明したうえ手交し、受取証に署名等をさせる（手交の際、担当ケースワーカーだけでなく査察指導員が同席することが望ましい）。これによりがたい場合には、内容証明し郵送により行う。

オ 文書による指導指示後も、その履行状況の把握、必要な助言指導等を行いケース記録にその状況を記載する。

2 保護の変更、停止又は廃止

文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討のうえ、弁明の機会を与える等法第62条第4項による所定の手続を経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行う。

- (1) 予め当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知し、弁明の機会を与える必要がある。
- (2) 指導指示に従わないことに対して正当な理由がない場合、又は、正当な理由がなく指定場所に来所しない場合は、保護の変更、停止又は廃止の処分決定を行う。
- (3) 処分は、理由をわかり易く明記したうえで書面により通知する（この場合でも、不服申立て等を行うことができる旨を記載する）。

なお、指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者が、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合においては、保護廃止に至った理由が解消されているかどうかを勘案した上で保護の適用について判断し、保護廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下して差し支えない。

3 稼働能力のある者に対する指導指示

- (1) 傷病を理由に稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース

ア 現状の確認

本人の訴え、嘱託医・主治医からの意見、ケースワーカーからみた生活実態、稼働実態、医療要否意見書、レセプト（3～6か月）等から現状を確認し、ケース診断会議において稼働能力を判定する。

イ アの結果、就労又はさらに能力活用が可能である場合、口頭による就労指導を行う。就労指導の際、被保護者の権利義務について十分説明する。

なお、口頭指導によっても十分に稼働能力を活用しない場合には法第27条に基づく文書による指導指示を行う。

○ 能力を活用していない者、転職の指導及び就労日数等が少なく就労日数等の増加を指導した者に対しては、求職活動状況・収入申告書を提出させる。

○ また、今後能力活用が期待できる被保護者に対して、公共職業安定所等を通じて行う求職活動を支援するとともに、求職活動状況の報告、公共職業安定所の求職登録等を指示、自立支援プログラムへの参加、生業費、技能修得費、その他他法他施策を活用するなど、積極的な援助と効果的な指導を行う。

ウ 傷病を理由に指導に応じない者に対しては法第28条に基づく検診命令を行う。この際、被保護者に対して、法の趣旨を十分説明のうえ、文書でもって行う。

（なお、検診命令に応じない場合は、法第28条4項により保護の変更、停止又は廃止を行う。）

- (2) 傷病以外の理由で稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース

ア 適職がない等を理由に稼働しないものについては、稼働能力を活用するために誠実に求職活動等をしているかどうか、日雇い等で仕事の不安定を理由に稼働が不十分なものについては、稼働能力を活用するために誠実に稼働しているか、又は能力活用が不十分かどうかをケース診断会議等において判定する。この場合、

年齢、能力、健康状態及び地域における雇用の状況等を総合的に判断する。

イ アの結果、能力活用していないか又は不十分な場合、口頭による就労指導を行う。その際、被保護者の権利義務について十分説明する。

なお、口頭指導によっても十分に稼働能力を活用しない場合には法第27条に基づく文書による指導指示を行う。

○ 適職がない等を理由に稼働しないものについては、求職活動状況・収入申告書を提出させる。日雇い等で仕事の不安定を理由に稼働が不十分なものについては、現在の仕事で収入増が期待できるものは、稼働日数等増の指導を行い、仕事不安定等により収入増が期待できないものは、転職指導を行うとともに、積極的な援助と効果的な指導を行う。その際、求職活動状況・収入申告書を提出させる。

○ 今後能力活用が期待できる被保護者に対して、公共職業安定所等を通じて行う求職活動を支援するとともに、求職活動状況の報告、公共職業安定所の求職登録等を指示、自立支援プログラムへの参加、生業費、技能修得費、その他他法他施策を活用するなど、積極的な援助と効果的な指導を行う。

4 履行期限を定めた指導指示

(1) 指導指示を行う場合には、口頭、文書を問わず、長期的に漫然と行わず、指導指示の内容、履行期限等を具体的に明示して行うことが重要となる。

(2) 履行期限を定めた場合においては、履行期限が到来するまでの間、本人による履行の努力を求めるだけでなく、保護の実施機関においても積極的な援助と効果的な指導を行うことが求められる。

例えば、就労に関して適職がないこと等を理由に稼働しない者に対して指導指示を行った場合には、求職活動状況・収入申告書を提出させただけで、公共職業安定所等における求職活動や求職登録等を行わせる等自立へ向けた取組を求めるだけでなく、実施機関としても、公共職業安定所等への同行訪問を適宜行う等求職活動を支援するとともに、就労に関する自立支援プログラムへの参加の勧奨、生業費、技能修得費、その他他法他施策の活用など具体的な支援について検討していくこととなる。

(3) 口頭指導による指導指示に十分対応していないと判断される場合には、さらに組織として対応を協議し、必要に応じて、個別ケースに即して適切な履行期限を定めただけで、法第27条に基づく文書による指導指示を行う。

(4) 指導指示書には、法的根拠を明示し、履行期限までに履行されないときは、保護の変更、停止又は保護が廃止されることがある旨を記載する。

この場合においても、実施機関は被保護者に対し、指導指示内容の履行状況について報告を求めるだけでなく、具体的な援助や効果的な指導を行うことが求められる。

(5) 文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討を行ったうえで、弁明の機会を与える等法第62条第4項による所定の手続を経て保護の変更、停止又は廃止を行う。

特に履行期限を定め、その期限までに指導指示内容が履行されなかったことを理由として保護の廃止を検討する場合には、単に期限が到来したことだけをもって判断するのではなく、期限までの間の指導指示に対する被保護者への取組状況や実施機関における援助状況を十分に検討することが必要である。

指導指示書の例

		平成〇年〇月〇日
〇〇県〇〇市〇〇		
〇〇〇〇様		
	〇〇県〇〇市〇〇	
	福祉事務所長 〇〇〇〇	

生活保護法第27条第1項に基づく指導指示書

貴世帯に対してはかねてから下記の指示事項について、再三、指導・指示してきましたが、いっこうに改善（努力）のあとが認められません。

このような状態では、これまでのように生活保護法の適用を続けることはできなくなりますので、つきましては、同法第27条第1項の規定によりあらためて下記のとおり指示しますので、早急に改善（努力）し、その結果を報告してください。

なお、正当な理由なくこれに従わないときは、同法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。

- 1 指示事項・内容**

これまで再三に渡り、求職活動を積極的に行い、自立に向け努力することを指示してきましたが、いまだに努力のあとがみられませんので、職業安定所へ行き、職業の斡旋を受ける等、自立に向けて努力することを指示します。
- 2 履行期限**

平成〇〇年〇月〇日

生活保護法（抜粋）

第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

第60条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。

第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。
- 3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。**
- 4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。**

Ⅲ 保護受給中に収入未申告等があった場合の対応

保護開始時及び受給中に届出義務履行等を指示しているにもかかわらず、収入の未申告又は申告内容が不実である（以下「収入未申告等」という）ことが生じることがある。こうした場合、事実を証明する客観的な資料の収集に努め、組織的な対応を行う必要がある。

1 基本的な考え方

収入未申告等については、訪問調査、課税調査及び地域住民からの通報等を契機として、実施機関が把握している収入等の状況についても疑義が生じた場合には、不正受給であるかないかについて検討することとなるが、この段階では単に「収入未申告等の疑い」があることに過ぎないので、保護の実施機関としては、まずは事実の的確な把握をすることが必要である。

特に、地域住民からの通報については、単に何らかの誤解に基づくものや被保護者に対するいやがらせ等の目的に基づく虚偽の情報であったりすることもあり、また、通報以外に不正の事実を挙証する資料等がないのが一般的であり、通報以外に収入の未申告を疑う根拠がない時点では、直接被保護者に事実関係を確認するのではなく、他の方法で挙証資料を収集することに努める必要がある。

なお、実施機関は、常に被保護者の状況を調査し、把握しておくことを求められており、収入申告書等の届出について日頃から遵守するよう指導しておくことが必要である。実施機関の指導によっても収入申告書等保護の要件を確認するための書面が提出されない場合については、文書による指導指示を行い、これに従わない場合には指導指示違反として法第62条に基づく保護の廃止を行うこととなる。

2 就労収入等の収入未申告等が疑われる場合の対応

収入の内容によって、把握すべき事項や手順は様々であるが、例えば、就労収入等の未申告が疑われる場合の対応としては以下のとおり。

なお、就労収入申告に疑いのある者の事例としては、①就労の事実を申告せず就労している疑いのある者、②就労内容と異なる収入申告をしている疑いのある者、③収入を過少申告している疑いのある者が考えられる。

(1) 本人に対する収入申告書等の提出指導

本人から定期的に収入申告書等を徴取しておくことのほか、日頃の訪問調査活動の際に就労状況について聴取し実態の把握に努めることが必要であり、収入申告書の徴取が行われていなかった場合には、提出を指導することが必要である。

(2) 就労先（事業者等）に対する確認方法

就労先（事業所等）が判明しているときには、就労先訪問等によって実態を把握した上で、就労の事実が判明した場合には、就労先等に対し、給与明細等就労事実を挙証する資料となるものの提出を依頼する。就労先の事業者と被保護者との関係を考慮し、まずは本人に対し事実確認を行った後、就労先への照会を行う方が適切である場合もあるので留意する。

就労の事実が確認されたにもかかわらず、就労先から資料の提出を受けられない場合であって、他に就労の事実を証明する資料が入手できない場合には、被保護者本人に就労先等での就労の実態について事実確認した上で、これを認めた場合には本人から就労事実に関する資料を提出させる。本人がこれを拒む場合には、提出について指示を行う。

(3) その他の確認方法

その他、収入未申告等の事実確認のため、課税調査による所得額の把握、金融機関からの預金残高証明や生命保険会社の保険金等支払証明等について、法第29条に基づく調査等の実施によって徴収する等、挙証資料の収集に努める。

(4) 本人に対する事実確認

(1) ないし(3)の資料により、収入未申告等の事実が確認できた場合には、本人に対し、収入申告書の提出及び申告義務違反についての釈明に関しての指示を行う。口頭指導による履行期限を過ぎても収入申告書が提出されない場合には、文書による収入申告指示（指示に従わない場合には、法第62条3項により、保護の廃止等の措置をとることになる旨を附記する）を行う。

なお、就労先が判明していない場合や、就労先調査等によっては、収入未申告等の事実が確認できない場合には、本人から事情聴取するとともに収入申告書の提出を求める。

(5) 本人に対する事実確認に当たっての留意事項

収入未申告等が疑われる被保護者に対する事実確認については、当該者との信頼関係が損なわれないよう十分配慮する必要があることから、原則として、その事実が客観的な資料により概ね確認された時点で、これらの資料を根拠として示しつつ行う。

また、客観的資料により収入未申告等の手段が極めて悪質であることが明らかとなっている場合や過去に同様の不正受給を行ったことがある場合等には、不正受給に関する事実の確認という目的を明らかにすることにより、逆に真実の説明が得られず、また不正受給を挙証する資料が隠滅されるなどのおそれがある。この場合には、定期的な就労状況報告を求める等の形式により、本人があくまでも事実を申告しないかどうか確認しておくことも必要である。このような対応により、事後の法第78条の適用や刑事告発の必要性を判断する際に必要な不正性の認識やこれを隠蔽する意図等の有無が確認されることにもなると考えられる。

3 ケース診断会議等の開催

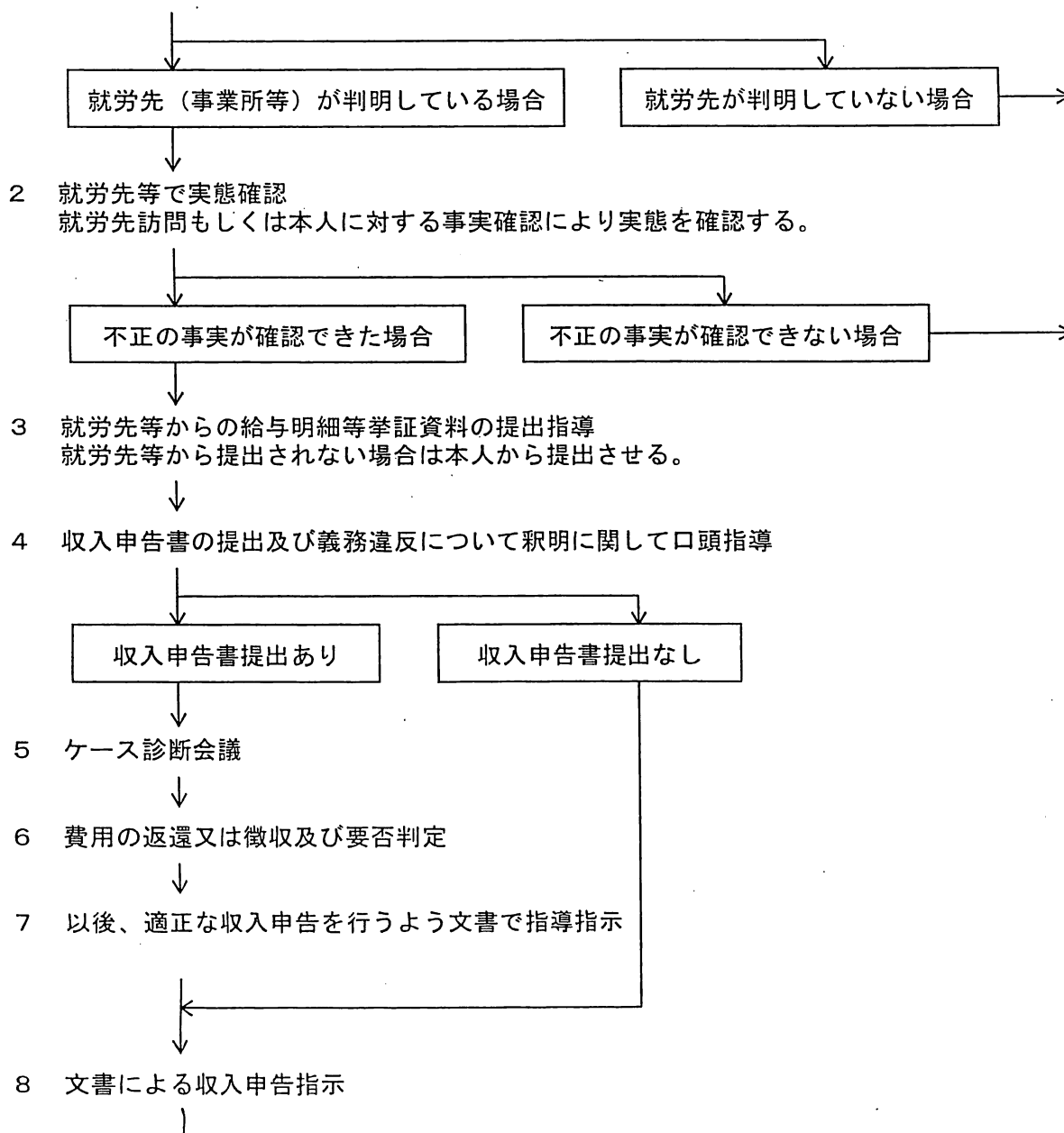
客観的資料の収集や本人に対する事実確認を経て、収入未申告等による不正受給の事実が確認できた時点で、所長等幹部職員を交えたケース診断会議等を開催し、不正受給であることの判断やその後の処分等について、組織として、十分に協議検討して、決定する。この際には、不正受給の内容が明らかとなるケース検討票を作成するとともに、参考資料（例：不正事実の発見に至るまでの経過記録、関係機関調査結果の概要、不正受給額（費用徴収すべき金額）積算書等）を整理し、会議での協議検討・決定が円滑に行われるよう工夫する。

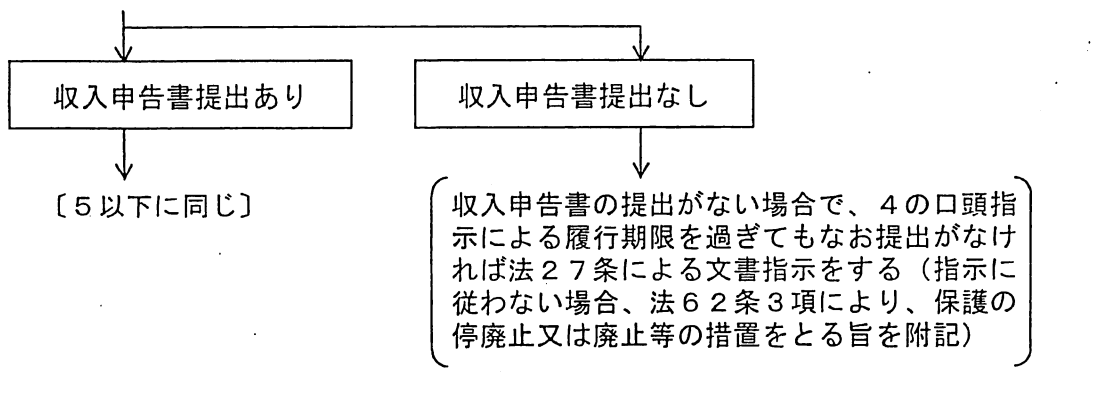
なお、不正事実の認定に先立ち、実施機関側に瑕疵等（例：届出の義務等の指導は日頃から行っているか、収入申告書等は定期的に徴取しているか等）がないかを点検し、処分内容の検討に当たって参考とするとともに、以降の事務執行に当たり是正すべき事項は是正する。

(参 考)

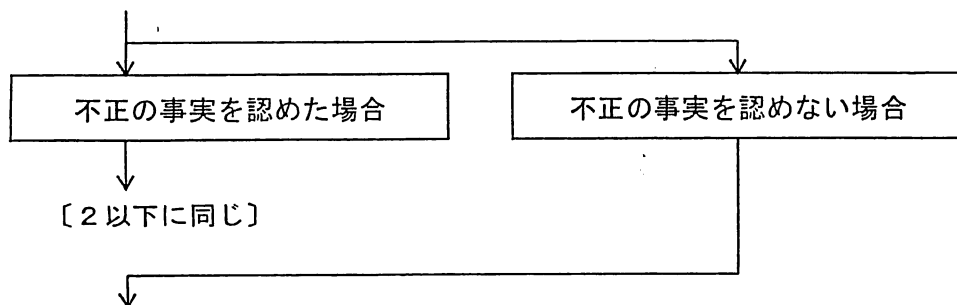
就労収入等の収入未申告等が疑われる場合の対応のフロー図

- 1 就労収入申告に疑いのある者としては、以下のような者が考えられる。
 - ① 就労の事実を申告せず就労している疑いのある者
 - ② 就労内容と異なる収入申告をしている疑いのある者
 - ③ 収入を過少申告している疑いのある者



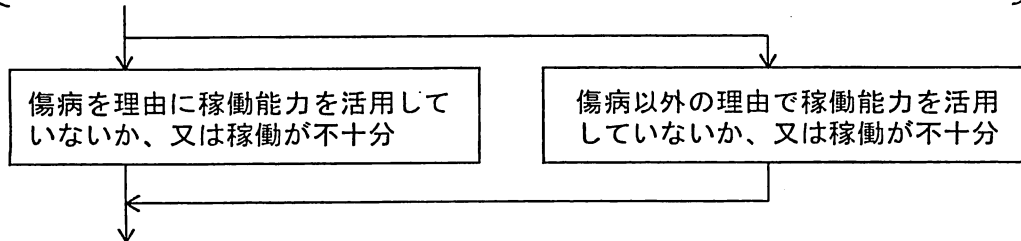


9 本人から事情聴取及び収入申告書の提出指導（不正の事実を認めた場合は2へ）



10 不正事実の確認が困難

・ 法第78条の適用をし得る客観的資料があればそれに基づき処分
 ・ 不正受給が明確にならない場合は、法第78条の処分はできない
 ・ 稼働能力を十分活用している場合には、その判断に誤りがないかどうかを点検するとともに、実際にはより多くの収入を得ている可能性があるため、以下の手順により想定される就労収入に見合った稼働能力の活用を求める必要がある。



11 ケース診断会議における稼働能力の判定



12 口頭による就労指導



13 法第27条に基づく文書指導



14 法第62条第4項に定める手続等を経て保護の停廃止

IV 費用返還（徴収）及び告訴等の対応

収入未申告等の場合や保護の開始後に資産・収入等があったことが後日に判明した場合には、当然保護に要した費用の返還を求めなければならない。その際適用される条文は、具体的には法第63条と法第78条とに大別されるが、その取扱いには十分留意する必要がある。

なお、届出義務を怠り、または虚偽の申告等の不正な手段により保護を受けたケースに対しては、不正受給額全額の返還を命ずるとともに、特に悪質なケースについては、告訴等をする等厳正な対応が必要である。

1 法第63条の適用の判断

(1) 法第63条の適用

生活保護は最低生活を満たし得る資力（資産・収入）があればそれを活用することが前提となっている。例外的に、次のような場合には、個々のケースの実情に照らし、要保護者が有する資力について法第63条の費用返還の対象として必要な保護を行っている。

ア 要保護者が急迫状態にあつて直ちに保護を必要とする状況にあるケース

イ 資力はあるが、これを最低生活の維持のために充てることができない特段の事情のあるケース

この適用にあたっては、要保護者が資力を有していることを認識しているので、実施機関は当該資産の取扱いを十分説明し、来るべき時期が到来すれば費用返還すべきことを通知することとなる。

(2) 費用返還額の決定

費用返還額については、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、こうした取扱いを行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、実施要領等に定める範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いとして差し支えないこととしているので、ケースの実態を的確に把握し、場合によってはケース診断会議を活用したうえ、必要な措置を講じる。

2 法第78条の適用の判断

(1) 法第78条の趣旨

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、または他人をして受けさせた者は刑法該当条文（詐欺等）又は法第85条の規定によって処罰される。しかしながら、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、係る不法行為により不正に保護を受けた者から保護費を返還させるよう法第78条が規定されている。

注) 「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。なお、不正な手段には、保護を受けることを直接の目的として自ら身体を傷害した場合や、他人に交付された医療券を譲り受けてこれを悪用して医療扶助を受けた場合等も含むものである。

(2) 法第78条の適用

- ア 不正受給かどうかの判断は、事実確認の調査を行ったうえで、不正受給の事実が確認できた時点で所長等幹部職員を交えたケース診断会議等で十分協議検討し、その処理方法等を決定する。
- イ 会議では、費用返還（法第63条）又は費用徴収（法第78条）の検討を行うとともに、保護の要否判定を行う。
- ウ 法第78条によることが妥当であると考えられるものは、具体的には以下の状況が認められるような場合である。
- (ア) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき
- (イ) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- (ウ) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
- したがって、例えば被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきである
 - また、費消したという本人の申立のみで安易に法第63条を適用し、不正額の一部を返還免除するような安易な取扱いは厳に慎むべきものである。

3 費用徴収方法

(1) 不正受給額の確定

返還額の決定は、保護の実施機関ではなく、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が一方的に行うものであり、さらに法第78条による徴収額は、不正受給額を全額決定するものであって、法第63条のような実施機関の裁量の余地はない。

(参 考)

問 いわゆる不正受給について、法第78条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力が無いときはどう取り扱うべきか。

答 法第78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるというものではない。

法第63条の返還額が「保護の実施機関の定める額」とされ、法第77条の負担額について、「保護の実施機関と扶養義務者の間の協議」が行われるのに対し、法第78条による徴収額は、保護費を支弁した地方公共団体の長としての立場で決定することとなる。

この場合、保護の実施機関として額を定めることとされているものは、保護の目的達成という見地からの配慮を強く要請される性格の返還や徴収であり、費用支弁団体の長として額を定めるものと、主として財政支出の適正という見地から行われ徴収と解されるわけである。

（法第63条に規定される返還額の決定の権限のほか、法第78条に基づく費用徴収権限も福祉事務所長に委任されていることがあるが、前者が法第19条第4項に基づき「保護の決定及び実施に関する事務」として委任されるのに対し、後者は、保護の実施機関としての権限の委任ではなく地方自治法に基づく一般的な権限委任として行われるものであり、その性格はあくまで区分されるものである。）。

以上のような趣旨から、法第78条に基づく費用の徴収は、相手方の資力にかかわらず決定されるべきものである。

そのように決定された費用徴収について、徴収の猶予を行うかあるいは最終的に徴収の免除を行うかどうかということは、地方公共団体の徴収債権についての地方自治法その他による一般的な取扱いにより処理されるべきで、生活保護法には何ら規定がないものである。

(このことは、一旦決定された後の法第63条による費用返還債権や、保護の変更、停廃止に伴う戻入債権についても同様である。)

なお、地方公共団体がいわゆる不正受給について法第78条の発動を怠っている場合は、保護費の国庫負担に当たって当該地方公共団体に対し負担金返還措置がとられる場合がある

(2) 司法処分と費用徴収額の関係

ア 行政処分としての費用徴収と司法処分としての罰則の適用とはそれぞれ独立のものと考えられる。したがって、行政機関として不正受給の事実及びその額が確認できる範囲内であれば、捜査機関による捜査又は起訴の有無にかかわらず、費用の徴収決定を行う(関係書類の押収等により事実の確認が不可能なため事実上費用の徴収の決定ができない場合も考えられるが、その場合であっても事実の確認ができるようになり次第、適正行政処分を行う。)

イ 法第78条に基づく費用徴収の額は、必ずしも司法処分において問題となる額(例えば起訴事実記載額又は判決において確定された額)とは一致することを要しないが、一旦徴収を決定した額を超える額が判決等において不正受給額として明らかにされるような場合には、加えて費用徴収の決定を行うことも検討する。

(3) 費用徴収方法

ア 法第78条に基づく徴収金についての国庫負担金との精算は、地方自治法、同法施行令等の徴収手続により行う。

イ 徴収額が決定された時点において、不正受給が明らかになったことについて文書を送付する(この文書は納入の通知ではない)。

ウ その調定方法については、返納すべき金額を一括して調定(一括調定)することが原則であるが、必要に応じ、分割して返納額を調定(分割調定)しても差し支えない。

エ 分割納付を認める場合は事前に返済誓約書の提出を求め分割納入の決定を行う。

オ 既に調定済債権について履行期限の延長の処分をする場合は納入義務者から「履行延期申請書」を徴し行い、履行延期の処分を決定した場合には「履行延期承認通知書」を作成し、債務者に通知する。

カ 債権の管理にあたっては、以下の事項に留意のうえ適正に行う。

- 保護係と管理(経理)係との間の連絡を密にし、双方が連携して返還金等の督促及び指導に当たること
- 生活保護廃止後の者の返還金等に係る債権管理について担当に引き継ぎを行うこと
- 被保護者の転出先の把握や債務の相続人に対する対応を十分に行うこと
- 納入未済額について、時効中断等の措置を的確に行うこと

4 告訴等の手順

(1) 不正受給事案につき告訴等を行うか否かの判断に当たって考慮すべき事項

ア 法第85条において処罰の対象とされている「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせ」る行為は、法第78条により費用徴収の対象となる行為と重なり得るものであるが、法第85条や刑法各条に基づく罰則の適用は司法処分であり、法第78条に基づく行政処分とはおのずから目的を異にするものであるので、法第78条により費用の徴収を決定した場合には必ず法第85条等に定める罰則に関し告訴、告発又は被害届の提出（以下「告訴等」という。）等の措置をとらなければならないというものではない。

イ 不正受給事案を把握した場合に、告訴等の措置をとるかどうかは、個々の事例の状況に応じて実施機関が判断することになるが、特に、悪質な手段による不正受給の場合は、その社会的影響も考慮することが必要である。

ウ 告訴等の検討を行う判断基準を定め、組織として、統一的な対応を行うこととしている自治体もあり、ある自治体の判断基準では、以下のような事項を総合的に勘案することとされている。

- ・ 不正受給金額
- ・ 不正受給に際し、極めて悪質な手段を講じていたかどうか
- ・ 不正受給期間
- ・ 不正受給により得た保護費の使途
- ・ 過去において法第78条の適用を受けていたかどうか
- ・ 告訴等の手段をとらない場合、返還の見込みがないかどうか

(2) 告訴等の性質について

告訴（刑事訴訟法第230条）とは、犯罪により被害を被った者が、捜査機関（検察官又は司法警察員）に対して犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求めることである。また、告発（同法第239条第1項）は、犯人、告訴権者又は捜査機関等以外の第三者が、捜査機関に対し、犯罪事実を申告して、犯人の処罰を求める意思表示である。公務員が職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発の義務が生じる（同法第239条第2項）。

告訴・告発と被害届との相違点は、被害届が単に被害事実の申告である一方、告訴・告発はそこに犯罪者の処罰を求める意思があることである。

司法警察員により告訴・告発が受理されると、速やかに捜査が開始されることになる（同法第242条）。

(3) 告訴・告発の方法

告訴・告発は、口頭又は書面により、検察官又は司法警察員に対し行う（刑事訴訟法第241条第1項）とされているが、通常、官公庁の行う告訴・告発は書面によっており、正確性や記録性の観点からも書面によることが望ましい。告訴状・告発状の提出先については、一般的には、福祉事務所の所在地を管轄する警察署となる。

(4) 告訴・告発の区別及び告訴・告発を行う者について

保護費の不正受給については、当該保護費の支弁団体において、当該不正受給額に係る「被害」が生じたものと解されるため、一義的には当該支弁団体の長に告訴権があるものと解されるが、実際にどのような立場の者が当該団体を代表して告訴権を行使することができるかについては、その団体の意志決定方法の実態等に即して検討し、決定されるべきである。

一方、告発については、犯人、告訴権者又は捜査機関等以外の何人も行い得ることから、福祉事務所長による告発という形を取ることも可能であろう。

これらを踏まえ、告訴・告発のどちらの形式によるか及び告訴人・告発人を誰にするかについては、当該地方自治体の内規等に特段の定めがある場合はそれに従い、なければ、告訴又は告発後の捜査機関による事情聴取や資料提出要請への対応の利便性等を総合的に検討して決定することが必要である。

なお、告訴・告発にあたっては、後述の告訴・告発状の書き方等を含め、実施機関の属する行政機関の顧問弁護士等、専門家の助言を受けることが望ましい。

(5) 告訴状等の作成

ア 様式

用紙については法定の決まりはないが、実務上はA4用紙の縦置き、横書きを使用している場合が多い。

イ 記載事項

通常、告訴状等に記載される事項は以下のとおりである。

- 表題（「告訴状」又は「告発状」）
- 告訴（告発）人の住所、氏名
- 被告訴人又は被告発人の住所、氏名
- 「告訴（告発）事実」：犯罪構成要件に該当する具体的事実

基本的には、誰を、どのような犯罪事実について処罰してほしいかを明らかにする必要がある。犯罪事実については、どのような犯罪事実を申告したのかが認識できる程度に特定されていれば足りるとされているが、実際には、犯罪の日時、場所、態様、罪名などをある程度特定する必要がある（①誰が②いつ③どこで④誰に⑤どういう手段をつかって⑥どういうことをしたのか）。

なお、告訴（告発）事実の記載に当たっては、該当する罰条（法第85条の罪又は刑法該当条文の罪（特に詐欺罪））の構成要件に沿った形とすることが望ましいが、このためには、告訴（告発）の段階で、告訴（告発）しようとする不正受給行為が法第85条に当たるか又は詐欺罪に当たるかについて保護の実施機関として一応の判断を下すことが必要となる。

この判断に際しては、2（1）注にも記載したとおり、法第85条の罪は、詐欺罪において必要とされる欺罔（人を欺く行為）及び相手方の錯誤を要件とせず、広く不実の申請その他不正な手段が保護の原因となっていれば足りるものであり、積極的に虚偽の事実を申し立てることのほか、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれることに留意する必要があるが、他方、不正の手段が悪質である場合や不正受給の金額が多額に上る場合等には、詐欺罪の構成要件

に該当し得る限り、詐欺罪で告訴（告発）することが適当であろう。

なお、犯罪事実及び該当する罰条については、最終的には告訴状等を受理した捜査機関による捜査を経て特定されるものであることから、告訴状等における犯罪事実及び該当する罰条が、捜査の結果特定された犯罪事実及び該当罰条とは異なっていたとしても、告訴等の法的効果には何ら問題はない。

いずれにしても、（４）及び後記（６）のとおり、告訴状等を提出する予定の警察署等との間で事前に犯罪事実の記載ぶり及び適用罰条について打ち合わせを行っておくことが望ましい。

- 「告訴（告発）に至る経緯等」：告訴（告発）人が被害を受ける（犯罪の発生を知る）に至った事情、背景、参考事項
- 「証拠資料」：告訴（告発）事実を立証すべき証拠の標目（証拠物及び証人となるべき者の氏名等を含む）

（特に、収入申告書及び収入申告義務に関する指導・指示の状況に関する記録は、不申告・虚偽申告の故意性を立証するに当たって重要である。）

- 「右被告（告訴人（被告発人）の所為は刑罰法規の第○条に該当する行為と思料されるので、被告（告訴人）の処罰を願いたく、告訴する」旨の記述
- 告訴（告発）人の署名押印
- 告訴（告発）状を提出する捜査機関の宛名
- 告訴（告発）人が所持する証拠方法の写しの添付

一般に、告訴・告発は犯罪捜査のきっかけであり、犯罪事実の立証のための詳しい捜査は警察又は検察により行われるため、告訴・告発の時点で犯罪事実に係る記載事項全てが福祉事務所により既に立証され、又は立証可能な事実でなければならないというわけではないが、犯罪事実として記載した事項が可能な限り客観的に分かる資料（写しで可）を添付するよう配慮する必要がある。

（６）事前の警察署への相談について

告訴・告発を受けた捜査機関は原則としてこれを受理する義務があるが、根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴等については、告訴状等の補正や追加資料の添付を要請されることがある。このような手間を回避するためにも、可能な限り、告訴状等を作成する前に、犯罪事実の概要及び処罰を求める意志があることについて、提出予定先の警察署の担当課等に事前に相談し、適切な告訴状等の書き方や必要な資料について打ち合わせを行っておくことが望ましい。

（７）告訴状等の提出について

告訴・告発を受理した捜査機関は、事案の内容を的確かつ十分に把握し、告訴・告発の趣旨・目的や動機、証拠の程度などを確認する作業に入る。このため、告訴・告発状の提出時の他にも、捜査の進展に応じ、告訴人や事情をよく知る関係者（ケースワーカー等）に対して事情を聴取することがある。このような要請があった場合は可能な限り対応することが必要である。

告訴状の例

告訴状

住所
告訴人 ○○市
代表者市長 ○○○○

住所
被告訴人 ○○○○

告訴事実

- 1 被告訴人は、平成○年○月○日、(住所)の○○市○○福祉事務所において、無収入であるとして生活保護費の給付方を申請し、保護の実施機関である○○市長から生活保護の決定及び実施につき権限の委任を受けている同事務所長から、無収入のため最低限度の生活を維持することのできない者と認定されて、生活保護費の給付決定を受け、同月以降、生活保護法に基づく生活保護費の給付を受けていたものである。
- 2 被告訴人は、平成○年○月から○月まで、○○株式会社から給与として○○円を受領して収入を得たのであるから、生活保護法第61条により、その旨をすみやかに○○福祉事務所長に届け出る義務があったのにあえて届け出ず、同事務所長をして被告訴人には収入がなく依然生活に困窮しており、正当に生活保護費の給付を受けられるものと誤信せしめ、同人が生活保護費の給付決定を維持しているのに乗じて、平成○年から○年までの間、○回にわたり、○○福祉事務所において生活保護費として現金合計○○円の交付を受けて、これを騙取したものである。
- 3 被告訴人の上記行為は、刑法第246条第1項(詐欺罪)に該当するものと考えるので、嚴重処罰を求めて告訴する。

平成○年○月○日

告訴人 ○○市
代表者市長 ○○○○ (公印)

○○警察署長 様

5 捜査機関から捜査への協力を求められた場合の対応

- (1) 福祉事務所において特定の被保護者が不正受給をしている疑いを抱いておらず、又は疑いは生じているものの、未だ客観的な資料による不正受給の事実が確認できていない段階で、別途不正受給の端緒情報を得て既に捜査を開始している捜査機関から不正受給に関する通報を受け、被害届の提出や資料の提供等を求められる場合がある。

しかし、実際に不正受給された額や、それが不正を行う故意に基づくものであるか否か等については、保護費の算定状況や収入申告の状況等と照らして確認しなけ

れば、明らかとならない場合が多いことから、捜査機関の内偵結果に基づく通報のみによって、その内容を直ちに実施機関の被害届等の内容とすることは原則として適切ではない。

- (2) すなわち、このような場合、実施機関は原則として、その他の方法により不正受給に関する情報を入手した場合と同様、法第78条による費用徴収のために必要な事実確認を行う、すなわち保護決定調書やケース記録等を精査し、また客観的な資料を得るために法第29条に基づく関係先調査を行うなどにより、不正の事実について実態を把握することが必要である。

この場合、捜査機関に対しては、生活保護制度においては、法第78条により不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者からその費用の一部又は全部を徴収することができることとなっており、福祉事務所においては一義的には保護の実施機関としての立場から法に基づく調査を実施し、不正受給の事実や不正受給額について確認する必要があること、この確認ができ次第、被害届の提出等を行うことについて説明し、了承を得て直ちに調査を開始することとなる（特に不正受給額については、後日、被保護者から徴収することとなるので、福祉事務所が主体的に額の特定をする必要がある）。

なお、被害届の提出や資料の提供を捜査機関から早急に求められた場合や、調査に相当の時間を要することが予想される場合には、事案の内容や捜査の進捗状況、被保護者の状況等に応じ、一定の時点で実際に利用・入手可能な資料の範囲で判断し、対応することも必要である。

- (3) 実施機関の行う調査等によっては必要な情報が得られず、捜査機関からの内報にしか頼れない場合には、捜査機関が捜査上一定の結論を出すまで実施機関の調査を差し控えることとしてもやむを得ないものである。

また、法第78条の適用に当たっては、不正の事実や不正の認識について本人に確認することが通常であるが、捜査機関から、被保護者本人に対して福祉事務所が直接確認を行い、又は行おうとすれば、当該被保護者が逃亡し、又は証拠を隠滅するおそれがあるため、直接確認することは控えてほしい旨の依頼があった場合には、確認を控えることもやむを得ないものである。

- (4) いずれにしても、被害届の内容や提出時期、必要な資料の範囲や提出方法等について、捜査機関と実施機関との間で十分な情報交換や緊密な連絡を行った上で適切に対応することが必要である。

なお、特定の被保護者の犯した犯罪（不正受給に関連する犯罪以外の犯罪を含む。）に関連する事実について、捜査機関の要請を受けて福祉事務所の有する情報を提供することは、一義的に公務員の守秘義務（及び行政機関個人情報保護法）に抵触するものではないと解される。

- (5) 刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不正受給事件については、その概要、対応方針等について速やかに厚生労働大臣あて情報提供するとともに、必要に応じ技術的助言を求めることとされていることに留意する。

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
各方面本部長
(参考送付先)
庁内各局部課長

警察庁丙暴暴一発第14号
平成12年9月14日
警察庁暴力団対策部長

暴力団排除等のための部外への情報提供について

暴力団情報については、警察は厳格に管理する責任（守秘義務）を負っているが、他方で一定の場合に部外へ提供することによって、社会から暴力団を排除するという暴力団対策の本来の目的のために活用することも当然必要である。

また、暴力団が巧妙に市民社会の様々な社会経済システムに介入している状況を反映し、暴力団を排除しようとする団体・個人が、警察に暴力団情報の提供を求める場面がこれまで以上に多様化している。

この点にかんがみ、暴力団対策の趣旨に沿って市民社会の強い要請にこたえとともに、警察職員による不適正な暴力団情報の漏えいがあれば、国民の警察に対する信頼を著しく失墜させることからこれを防止するため、暴力団情報の部外への提供に関しては、下記のとおりとするので、その対応に遺憾なきを期されたい。

記

第1 基本的な考え方

1 組織としての対応の徹底

暴力団情報の提供については、個々の警察官が依頼を受けて個人的に対応することがあってはならず、必ず、提供の是非について警察本部の暴力団対策主管課長又は警察署長の責任において組織的な判断を行う。

2 情報の正確性の担保

暴力団情報を提供するに当たっては、必要な補充調査を実施するなどして、当該情報の正確性を担保する。

3 情報提供に係る責任の自覚

情報の内容及び情報提供の正当性について警察が立証する責任を負わなければならないとの認識を持つ。

4 情報提供の必要不可欠性及び非代替性についての十分な検討

暴力団員の個人情報の提供については、当該情報が暴力団排除等の目的の達成のために必要不可欠であり、かつ、警察からの情報提供によらなければ当該目的を達成することが困難な場合に行う。

第2 積極的な情報提供の推進

債権管理回収業に関する特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律のように情報提供に係る手続について明文の規定が法令にある場合及び情報提供できる場合を定型化・類型化して警察と他の機関との間で申合せ等が結ばれている場合には、これによるものとする。

また、暴力団犯罪の被害者の被害回復訴訟において組長等の使用者責任を追及する場合や暴力団事務所撤去訴訟等暴力団を実質的な相手方とする訴訟を支援する場合は、

特に積極的な情報提供を行うこと。

暴力団に係る被害者対策、資金源対策の視点や社会の基本システムに暴力団を介入させないという視点からは、以下の第3に示した基準に従いつつ、可能な範囲で積極的な情報提供を行うこと。

第3 情報提供の基準等

1 情報提供の基準

暴力団情報については、警察は厳格に管理する責任（守秘義務）を負っていることから、情報提供によって達成される公益の程度によって、情報提供の要件及び提供できる情報の範囲・内容が異なってくる。

そこで、以下の(1)及び(2)の観点から検討を行い、暴力団対策に資すると認められる場合は、暴力団情報を当該情報を必要とする者に提供すること。

ただし、情報提供が法的に許される場合であっても、警察は、常に提供の義務を負うわけではないので、組織的に対応可能な範囲で提供することとする。

(1) 暴力団情報の提供に係る要件

ア 暴力団による犯罪、暴力的要求行為等による被害の防止又は回復

情報提供を必要とする事案の具体的内容を検討し、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害の防止又は回復のために必要な情報を提供する。

イ 暴力団の組織の維持又は拡大への打撃

暴力団の勢力の誇示、暴力団の資金獲得等暴力団の組織の維持又は拡大に係る活動に打撃を与えるために必要な場合には、情報を提供する。

(2) 提供する暴力団情報の範囲・内容

下記ア、イ、ウの順に慎重な検討を行う。

ア 暴力団の活動の実態についての情報（個人情報以外の情報）の提供

暴力団の義理掛けが行われるおそれがあること、暴力団が特定の場所を事務所としていること、傘下組織に係る包括団体の名称等、個人情報以外の情報の提供によって足りる場合には、これらの情報を提供する。

また、暴力団の支配下にある法人を排除するような場合においては、安易にその役員等が暴力団員等（暴力団員、準構成員、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロをいう。以下同じ。）であるか否かに係る情報（以下「暴力団員等該当性情報」という。）を提供するのではなく、役員等に占める暴力団員等の比率、当該法人の活動実態等についての情報提供により暴力団の支配性を明らかにすることをまず検討する。

イ 暴力団員等該当性情報の提供

上記アによって当該公益を実現することができないかを検討した上で、次に、相談等に係る者を暴力団員等として認定している旨（暴力団員等該当性情報）を回答することを検討する。この場合でも、住所、生年月日等の暴力団員等該当性情報以外の個人情報（以下のウの情報）を安易に提供することのないように注意する。

ウ 上記イ以外の個人情報の提供

上記イによって当該公益を実現することができないかを慎重に検討した上で、それでも公益実現のために必要であると認められる場合には、連絡先その他の暴力団員等該当性情報以外の個人情報を提供する。

なお、前科・前歴情報の提供、顔写真の交付は行わないこと。

2 提供する暴力団情報の内容に係る注意点

(1) 指定暴力団以外の暴力団について

指定暴力団以外の暴力団のうち、特に消長の激しい規模の小さな暴力団については、これが暴力団、すなわち「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号）に該当することを明確に認定できる資料の存否につき確認する。

(2) 準構成員及び元構成員の場合の取扱い

ア 準構成員

準構成員の場合については、構成員であることが明確に認定できる者の場合と異なり、暴力団との関係の態様、程度等が様々であることから、漫然と「準構成員である」といった情報提供をしない。

情報提供が求められている個別の事案に応じて、当該準構成員と暴力団との関係の態様、程度について十分な検討を行い、構成員とほぼ同視し得ると確実に言えるか否かを個別に判断する。

イ 元構成員

現に自らの意思で反社会的団体である暴力団に所属している構成員の場合と異なり、元構成員については、暴力団との関係を断ち切って更生しようとしている者もいることから、過去に暴力団員であったことが法律上の欠格要件となっている場合や現状が準構成員とみなすことができる場合は格別、過去に暴力団に所属していたという事実だけをもって情報提供をしない。

3 都道府県暴力追放運動推進センターに対する情報提供について

都道府県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）に対して相談があった場合も、警察において上記基準等に従って判断した上で必要な暴力団情報をセンターに提供し、センターが相談者に当該情報を告知することとする。

第4 情報提供の方式

- 1 暴力団情報を提供するに当たっては、情報提供の相手方の信頼性、情報提供の相手方が情報を悪用しないような仕組みを整備しているか否かということについて十分検討の上、当該相手方に対して情報を他目的に利用しないよう警告し、また、必要であれば、情報の適正な管理のために必要な仕組みを整備するよう要請するものとする。
- 2 情報提供の相手方に守秘義務がある場合等、情報の適正な管理のために必要な仕組みが整備されていると認められるときは、情報提供を文書により行ってよい。
これ以外の場合においては、口頭による回答にとどめること。
- 3 情報提供は、原則として、当該情報を必要とする当事者に対して行うものとする。ただし、情報提供を受けるべき者の委任を受けた弁護士に提供する場合その他情報

提供を受けるべき者本人に提供する場合と同視できる場合はこの限りでない。

第5 暴力団情報の提供に係る記録の整備

- 1 警察本部及び警察署の暴力団対策主管課においては、部外への暴力団情報の提供（警察部内の暴力団対策主管部門以外の部門から部外への暴力団情報の提供について協議を受けた場合を含む。）に関し、上記第3の基準による判断を行ったときは、情報提供の求めの概要、提供の是非についての判断の理由及び結果等について、確実に記録した上、決裁を受けて対応すること。
- 2 常に所属長又はこれに相当する上級幹部が実際に最終判断を下すものとする。ただし、情報提供を行うことについて緊急かつ明確な必要が認められる場合においては、事後報告としても差し支えない。
- 3 部外からの暴力団情報に係る照会及びそれに対する警察の回答状況については、情報の適正な管理に万全を期すため、各警察本部の暴力団対策主管課において定期的に把握すること。